

**熊本県公告第 450 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定により、同条第 3 項ただし書の許可に係る公開の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成 17 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時 平成 17 年 6 月 7 日（火）午後 2 時から
- 2 開催場所 上益城郡嘉島町鯨 2820 嘉島町公民館近隣公園分館
- 3 聴取事項 岡山市表町一丁目 2 番 3 号はるやま商事株式会社治山正史の申請に係る上益城郡嘉島町大字上島字同尻 2195 番 1、2196 番 1 及び 2197 番 1 において物品販売店を新築することについて

**熊本県公告第 451 号**

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 17 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 2 回分としての森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 17 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

森林法第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	818.99
	菊池川土砂流出防備保安林	110.42
	菊池川保健保安林	1.06
	阿蘇地区水源かん養保安林	633.46
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	33.82
	阿蘇地区保健保安林	1.76
	小国地区水源かん養保安林	103.35
	小国地区土砂流出防備保安林	15.79
	五箇瀬川水源かん養保安林	47.82
	五箇瀬川土砂流出防備保安林	6.66
	大野川水源かん養保安林	76.51
	大野川土砂流出防備保安林	13.78
	熊本市干害防備保安林	2.06
	植木町干害防備保安林	5.80
山鹿市干害防備保安林	2.12	
緑川地域森林計画区	緑川水源かん養保安林	840.45
	緑川土砂流出防備保安林	98.61
	宇城地区水源かん養保安林	214.22
	宇城地区土砂流出防備保安林	10.67
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	304.58
	天草地区土砂流出防備保安林	114.32
	天草地区保健保安林	1.00
球磨川地域森林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林	1176.34
	氷川五家荘地区土砂流出防備保安林	28.39
	氷川五家荘地区保健保安林	2.00
	城南地区水源かん養保安林	397.07
	城南地区土砂流出防備保安林	91.29
	球磨地区水源かん養保安林	3852.69
	球磨地区土砂流出防備保安林	514.13
	球磨地区落石防止保安林	0.28
	球磨地区防風保安林	0.80
球磨地区保健保安林	24.24	

**熊本県公告第 452 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営秋津地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項に規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営秋津地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 17 年 6 月 2 日から平成 17 年 6 月 29 日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所及び益城町役場

**熊本県公告第 453 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
ネットワーク機器及びサーバ 一式
  - (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成 17 年 9 月 30 日（金）
  - (4) 納入場所  
熊本県立技術短期大学校
  - (5) 入札方法
    - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 4 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立技術短期大学校に提出し、審査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- 3 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096 - 383 - 1111 内線 6345、6346、6348
- 4 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
3 に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
    - ア 交付期間  
平成 17 年 6 月 1 日（水）から平成 17 年 6 月 24 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
    - イ 交付場所

- 3に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時  
平成17年7月15日(金)午前10時から
- イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
- (4) 入札書の提出方法
- 4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成17年7月14日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までには納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成17年7月8日(金)までに3に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)